

広島県における令和 7 年国勢調査広報業務委託仕様書

1 業務委託名

広島県における令和 7 年国勢調査広報業務委託

2 業務の期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 30 日まで

3 業務の目的

国勢調査は、5 年に一度実施される国で最も基本的で重要な調査であり、日本に常住する全ての人と世帯が対象となっている。また、国勢調査の結果は、衆議院議員の小選挙区の改定基準における法定人口としての利用や少子化対策・防災等の各種行政施策はもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられている。

そのため、正確かつ円滑な国勢調査の実施は不可欠であり、プライバシー意識の高まりや統計調査への関心の低下等の状況にある中でも、県民の理解や協力を得て、令和 7 年国勢調査に回答いただくことが必要となる。

本業務は、県民の態様に応じ、国勢調査の効果的な広報を実施・企画することで、多くの県民から国勢調査への十分な理解を得るとともに、調査への回答意欲を促すことを目的として、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者へ委託を行う。

4 訴求対象等

対 象 者	県内に住んでいる全ての人及び世帯（外国人を含む）
（うち、特に重点を置く人）	○ 国勢調査に関心がない人 ○ 国勢調査の意義を理解していない人 ○ プライバシー意識が高く、回答したくない人 ○ 調査の回答を面倒と感じている人 ○ インターネット回答を期待できる人（特に若年単身世帯（学生を含む））
目指すべき姿	○ 多くの県民が国勢調査の意義や役割、重要性を理解した上で、インターネット回答世帯及び郵送回答世帯の合計が、全世帯（126 万世帯）のうち 107 万世帯以上となり、特に、インターネット回答世帯が 63 万世帯以上となる状態。 （参考） 令和 2 年度国勢調査インターネット回答率＋郵送回答率（広島県）：84.5% 令和 2 年度国勢調査インターネット回答率（広島県）：39.0% 令和 7 年度国勢調査インターネット回答率国目標：50% （前回全国実績：37.9%）

5 共通事項

- (1) 別紙1「令和7年国勢調査スケジュール」及び別紙2「国勢調査訴求内容」を参考に、効果的な広報を実施すること。
- (2) 各企画の実施にあたっては、詳細計画を事前に県に提示すること。
(他機関の広報と重複する場合等は、企画の変更を指示することがある。)
- (3) 総務省統計局（以下、「統計局」という。）から提供される素材を利用することができるが、広報の企画に当たっては、広島県のスポーツ・文化を代表する団体又は、広島県ゆかりの人やキャラクター等を起用することも可能とする。
- (4) 以下の点に留意した内容の広報を行うこと。
 - ・ 国勢調査の利活用事例を含めて、調査の意義、役割及び重要性を県民に的確に伝えること。
 - ・ 分かりやすく、興味の持てる内容とすることを意識するとともに、多くの県民の回答意欲を促すものとする。
 - ・ 一人暮らしの大学生等の若年層、子育て世代、高齢者、外国人世帯等、県民の態様に応じた効果的な広報の工夫がされていること。
 - ・ 県民が安心して調査に回答できるよう、インターネット回答フォームのセキュリティ等の体制が整備されている旨や調査票の項目にない情報（例. 年収、クレジットカード、個人情報番号）を聞き出すことはないことを強調した広報の工夫がなされていること。

6 業務の内容等

次の（１）～（３）に掲げる業務を実施すること。

なお、総務省統計局においても、メディア広報等を実施するため、本業務を企画・検討する上で、別紙3-1「統計局メディア広報施策（案）」を参考にすること。

(1) 新聞広告（提案要素なし）

- ・ 購買層や店頭での陳列状況等の特徴を捉え、中国新聞に9月20日（土）に全5段（カラー）で新聞広告を掲載すること。

なお、9月20日の枠が取れなかった場合は、県と事前協議の上掲載日を調整すること。

(2) インターネット回答率向上のための広報企画

- ・ 以下のターゲットに向けた広報をそれぞれ提案すること。

ア 若年層・勤労世代

- (例)・国勢調査は住民票の有無に関わらず、現住地で回答する必要があるということを知らないため、調査対象であるという認識がない
- ・ インターネットは使えるが、国勢調査を知らない
 - ・ 調査回答する時間の確保が難しい

イ 高齢者層

- (例)・インターネットのセキュリティに不安感を抱く
- ・ インターネットで回答することを難しく感じる

- ・ 時期・訴求内容等に応じて、最適な媒体・内容・回数を検討すること。
- ・ 広告の内容は、統計局から提供される素材を利用することができるが、各期間の訴求内容に応じて各者が提案してもよい。
- ・ 表示先の限定ができる媒体を提案する場合は、広島県内からアクセスしているユーザーに対して表示すること。

- ・ 社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するように務めること。また、不適切なサイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- ・ Web 広告の提案を行う際には、広報実施後の効果検証のために、クリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV 数、CV 率、CV 単価）等を提案し、実施すること。

（３） その他効果的な広報企画

（１）及び（２）で実施する内容以外で、広報啓発に効果的と考えられる企画について、最低３つ提案すること。

７ 提供可能な広報素材

広島県で提供可能な広報素材は次のようなものがある。

（１） 統計局から提供される各種広報素材（別紙３－２「広報における制作物一覧〈電子媒体〉」のとおりに）。

- ・ 動画素材は、提供した素材をそのまま転用することを基本としているが、テレビスポット等、各素材がそのまま使えないものについては、県から事前に統計局が契約している事業者の事前確認を行い変更の承諾を得る必要があるため、変更が必要な場合は県へ必ず申し出ること。
- ・ その他、「令和７年国勢調査広報制作物の転用ガイドライン」に記載の範囲外での転用や、広報素材の内容変更についても、事前確認が必要なため、留意すること。
- ・ 上記、制作物の内容変更により発生する費用は、受託者負担とする。

（２） 国勢調査の各種ロゴ（別紙３－３参照）

（３） 国勢調査イメージキャラクター「センサスくん」「みらいちゃん」（別紙３－４参照）

８ 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

９ 広島県との協議

- （１） 本業務の遂行に当たっては、県と受託者は、契約後速やかに打合せ協議を実施するものとする。
- （２） 業務の実施に当たっては、その内容について事前に広島県と十分協議を行うこと。
- （３） 県から打合せ協議を求められた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- （４） 業務の実施に際して緊急に対応する必要がある場合には、速やかに広島県に連絡し、広島県の指示に従うものとする。

10 成果物の提出等

受託者は、業務完了後、速やかに次のものを県へ提出すること。

成果物の納入場所は、広島県総務局統計課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とする。

成果物名	提出方法
（１）業務完了報告書	１部（電子データ）
（２）テレビ・新聞、インターネット広告等の掲出日、掲出内容等が分かる資料 ※アクセス件数、閲覧数字等、訴求効果が分かるも	１部（紙媒体）、１部（電子データ）

のを含む	
(3) 打合せ議事録	1 部（紙媒体）、1 部（電子データ）
(4) 制作物の電子データ （提案により独自に作成した場合のみ）	1 部（電子データ）
(5) その他県と委託者の打合せにより必要 と認められるもの	県が別途指示する媒体で納入 （紙媒体または電子データ）
(6) 支出経費の内訳が分かる書類	1 部（電子データ）

※ 電子データは、CD-ROMまたはDVD-ROMに格納して納品すること。なお、DVD-ROM等 1 枚で電子データが格納できるようであれば、1 枚にまとめた納品も可能とする。

11 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本県の承認を得る必要がある。

イ 受注者は、再委託先の行為については全責任を負うこと。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ

受託者が委託業務（再委託をした場合を含む。以下同じ。）を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

(3) 業務の履行の確保

広島県は、業務の履行につき著しく不相当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

受託者は、上記の求めがあったときは、当該求めに係る事項について対応措置を決定し、求めがあった日から起算して10日以内に広島県に書面で報告しなければならない。

(4) 秘密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を制約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(5) 成果品の帰属等

ア 本業務による成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び肖像権は、納品日以降県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県および県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。

ウ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければなら

い。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は県と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、委託業務にかかる経費の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間、これを保存すること。
- (4) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上定めること。